

福井県環境影響評価条例の 改正事項(事務局案)

- 方法書の作成前の手続として、対象事業に関する位置・規模や施設の配置・構造等の計画の立案段階において環境の保全のために配慮すべき事項について検討し、その検討の結果についてまとめた配慮書を作成する手続を条例に位置付ける。
- 事業者が作成する方法書、準備書および評価書について、その要約した書類等とともに、インターネットの利用その他の方法により公表することを義務付ける。
- 方法書の縦覧期間内に、対象事業により影響を受ける範囲と認められる地域内において、方法書の説明会を開催することを義務付ける。